

[事案 2020-274] 契約無効請求

・令和3年4月13日 裁定終了

<事案の概要>

掛け捨ての保険であることを知らなかったとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年11月に定期保険特約付終身保険(契約①)および特定疾病保障定期保険(契約②)を契約し、平成11年3月に契約①を定期保険特約付終身保険(契約③)に転換した。その後、平成13年8月に契約②および契約③を利率変動型積立終身保険(契約④)に転換したが、以下の理由により、契約①②③④を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約の保険料が掛け捨てであったことを、令和2年8月に現担当者から聞いて初めて知った。
- (2)募集時に保険料が掛け捨てである旨の説明を受けた記憶がなく、満期になった後は、年金のように生涯振り込まれるものと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、説明資料を用いて適切に説明した。説明資料や申込手続書類の記載内容からすると、申立人が主張するような錯誤に陥っていたとは考えられない。
- (2)仮に錯誤に陥っていたとしても、重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約無効および既払込保険料の返還を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。